

公契約条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、事業者等の経営の安定及び公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保、仕事と生活の調和の実現その他の社会的責任を果たすための取組の促進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条は、この条例を制定する目的と、その達成手段を定めるものです。

【解説】

この条例は、公契約に関する制度の適切な運用を図り、これにより事業者等の経営の安定及び社会的責任を果たすための取組の促進に寄与することを目的とします。この目的の達成のために、公契約に関する基本理念を始めとし、市及び事業者等の責務、公契約に関する基本的事項を定めます。

「社会的責任」とは、組織の活動が社会や環境に及ぼす影響に対して担う責任のこととで、この条例では「労働環境の整備」、「障がい者等の就業機会の確保」及び「仕事と生活の調和の実現」を社会的責任の例示として掲げます。

基本理念は第3条、市及び事業者等の責務は第4条及び第5条、公契約に関する基本的事項は第6条から第13条までにそれぞれ定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに物品購入の契約をいう。
- (2) 事業者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 下請負人 事業者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいう。
- (4) 事業者等 事業者及び下請負人をいう。

【趣旨】

この条は、この条例を解釈する上で必要な用語の意義を定めるものです。

【解説】

用語の説明

(1) 公契約

市が行う契約には、市が「発注する契約」と「発注以外の契約」があります。「発注する契約」とは、行政活動を行うため市から仕事や品物の注文を出し、相手方が事業活動としてその注文を受ける契約をいいます。これには事業者等が労働者を使用する請負契約や業務委託契約等はもちろん、事業者

等が労働者を使用しない売買契約や賃貸借契約も含みます。「発注以外の契約」とは、「発注する契約」以外の、例えば市が土地を購入する契約などをいいます。

この条例では、事業者の事業活動に係る契約を通じて目的の達成を図ることとすることから、「発注する契約」を公契約と定めます。

(2) 事業者

公契約を締結した者のほか、公契約を締結しようとする者を含みます。「締結しようとする者」とは、本市の競争入札参加資格を有する事業者のほか、その資格の有無にかかわらず、見積書を提出するなど公契約の申込みの誘引に応じる事業者をいいます。

(3) 下請負人

事業者から公契約の一部について請け負う者をいいます。また、下請負人が請け負った公契約の一部を別の下請負人が請け負う場合も、「下請負人」となります。

(基本理念)

第3条 公契約は、その履行により施工される工事、遂行される業務及び納入される物品(以下「工事等」という。)が市民生活の水準の維持及び向上に重要な意義を有することに鑑み、その工事等の品質を確保するとともに、第1条に規定する目的を達成するため、市及び事業者等がそれぞれの役割を果たすことを旨として締結され、及び履行されなければならない。

【趣旨】

この条は、公契約条例の目的を達成するに当たっての根本的な理念と目指すべき方向性を定めるものです。

【解説】

工事等は、公共資産の形成や、市民への行政サービスの提供と密接に関連することから、市民生活の水準の維持及び向上に重要な意義を有しています。こうしたことを踏まえ、この公契約条例の目的達成のため、

① 工事等の品質を確保すること。

② 事業者の経営の安定により、社会的責任を果たすための取組が促進されること。に向け、市と事業者がそれぞれの役割を果たすことを旨として公契約が締結・履行されなければならないことを基本理念として掲げます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、事業者等による労働環境の整備その他の社会的責任を果たすための取組が促進されるよう、適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

この条は、「基本理念」にのっとり、市の責務を定めるものです。

【解説】

「基本理念」にのっとり、事業者等による社会的責任を果たすための取組が促進されるように、入札契約制度の適正化や契約環境の整備など、適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保のために必要な措置を講ずることを、市の責務とするものです。

これらの措置は、第6条から第9条までに定めます。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者としての社会的責任を自覚し、契約を適正に履行するとともに、市が行う公契約に関する制度の適切な運用を図るための取組に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、「基本理念」にのっとり、事業者等の責務を定めるものです。

【解説】

公契約の履行は、市民の税金により行う公共事業であることから、その事業を請け負う事業者等は、公契約の当事者として社会的責任を担うものとし、市とともに「基本理念」を実現するために契約の適正な履行を始めとし、市の取組に協力する責務を負うこととします。

なお、「基本理念」を実現するためには、事業者のみならず下請負人であってもこの条例の趣旨が十分理解され、工事等が行われることが欠かせないことから、この条の対象を事業者等としています。

(適切な価格の積算)

第6条 市は、予定価格を定めるに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務その他の取引価格等を考慮して積算するものとする。

2 事業者は、申込みに係る価格の算出に当たっては、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適切に積算するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、公契約における適切な価格の積算について定めるものです。

【解説】

市は、工事等の品質を確保するため、入札の実施にあたり、予定価格の算出の際には市場価格や労務単価などの経済社会情勢を十分に検討し、適切に算出することとします。

また、同時に、事業者においても、その申込みに係る価格（入札書等に記載する価格）の算出の際には、契約の履行にあたり必要な労務費やその他の経費を適切に積算し、労働条件の悪化や下請負人へのしわ寄せが生じないようにするよう努めなければならないこととします。

(適切な公契約の締結)

第7条 市は、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での公契約の締結を防止するとともに、価格以外の多様な要素をも考慮することにより、総合的に優れた内容の公契約を締結するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、市が公契約の発注者として、適正な契約方法を活用することを定めるものです。

【解説】

市は、公契約の発注者として、適切な公契約の締結のため、公契約の大前提となる公正な競争環境を確保した上で、適正な履行が通常見込まれない低価格での契約の締結（ダンピング受注）を防止するとともに、個々の契約の性質・目的に応じ、円滑かつ効果的な契約の履行がなされるよう、その内容に適した契約方法（一般競争入札、指名競争入札、総合評価落札方式、プロポーザル方式等）を選択することとします。

(発注の平準化等)

第8条 市は、事業者等による計画的な雇用の確保に配慮し、公契約の性質又は目的に応じて、特定の時期に集中しないよう計画的に発注を行うとともに、適切な契約期間を設定するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、公契約の発注の平準化等について定めるものです。

【解説】

公契約の発注が特定の時期に集中すると、例えば、繁忙期のみの短期間の不安定な雇用などが生じる可能性があります。

こうしたことを避け、適切な労働環境を確保するため、公契約の性質又は目的に応じて、例えば工事において債務負担行為の設定により、施工時期が集中しないよう計画的に発注を行うとともに、契約の履行に必要な期間を十分に確保し、適切な契約期間を設定するよう努めなければならないこととします。

(市内事業者の受注機会の確保)

第9条 市は、予算の適正な使用に留意しつつ、地域経済の健全な発展に配慮し、市内に事務所又は事業所を有する事業者(次項において「市内事業者」という。)の受注の機会を確保するよう努めなければならない。

2 事業者等は、下請負人を選定し、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者を活用するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、公契約における市内事業者の受注機会の確保について定めるものです。

【解説】

市内事業者の受注機会の確保は、地域における経済の発展及び地域の活力を左右する重要な要素です。地域経済の発展のために、市内事業者の受注機会の確保に努めることについて定めるものです。

「基本理念」に定める事業者等の経営の安定や、適正な労働条件の確保等の労働環境の整備その他の社会的責任を果たすための取組を促進するには、市内で活発な経済活動が行われ、地域経済が健全に発展することが重要です。

このため、市は、公契約の発注にあたっては、予算の適切な使用に留意しながらも、例えば一般競争入札において、「市内事業者であること」を入札要件としたり、指名競争入札において、市内事業者を優先して指名するなど、市内事業者の受注機会の確保に努めなければならないこととします。

「市内事業者」とは、市内に主たる事務所又は事業所がある事業者をいいます。

また、事業者等においても、下請負人の選定又は資材の調達をする際は、市と同様に市内事業者を活用するよう努めなければならないこととします。

(下請負人との契約)

第10条 事業者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、自己以外の下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、事業者等における法令遵守と、下請負人との公正な契約締結について定めるものです。

【解説】

事業者等は、工事等の品質を確保するため、建設業法、下請代金支払遅延等防止法及びその他関係法令を遵守することはもちろん、下請負人との契約を適正に行うことにより、下請負人の労務費やその他の経費を適切に確保し、公正な契約を締結するよう努めなければならないこととします。

法律の説明

(1) 建設業法

建設業に関する事項を定めた法律で、下請負人との公正な請負契約となるよう、契約時にはあらかじめ金額を定め、書類を作成することなどを定めています。

(2) 下請代金支払遅延等防止法

下請負人(建設業における下請負人を除く。)の利益を保護することを目的とした法律で、下請代金の支払遅延等を防止することにより事業者と下請負人との取引を公正なものとなるよう定めています。

(意見聴取等)

第11条 市は、公契約に関する制度の適切な運用を図るための措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、学識経験者、事業者その他関係団体の意見の聴取等を行うものとする。

【趣旨】

この条は、市が意見の聴取等を行うことについて定めるものです。

【解説】

基本理念の実現に向け、公契約に関する制度のより適切な運用を図るための措置を講ずる場合、例えば、意見聴取会の実施により、学識経験者、事業者その他関係団体からの意見の聴取等を行うこととし、意見を反映しながら制度の運用の見直しなどを行っていくこととします。

(実施状況の公表)

第12条 市は、公契約に関する制度の適切な運用を図るために講じた措置の状況を公表するものとする。

【趣旨】

この条は、公契約に関して講じた措置の公表について定めるものです。

【解説】

契約方法や市内事業者の受注機会の確保など、公契約に関して市が講じた措置の状況を公表することとします。

(指定管理者の選定等)

第13条 市は、公の施設の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に行わせようとするときは、この条例の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとする。

【趣旨】

この条は、指定管理者の選定等に関してこの条例の趣旨を踏まえることを定めるものです。

【解説】

公の施設の管理を指定管理者が行う場合に締結する指定管理協定は、この条例の対象となる公契約ではありません。しかし、その業務内容は公の施設の管理委託契約に基づくものとほぼ同様であることから、この条例の趣旨を踏まえた上で、指定管理者の選定を行うこととします。

「選定等」とは、指定管理者の選定のほか、指定管理協定の締結をいいます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、施行日以後に行われる公告その他の公契約の申込みの誘引に係る公契約について適用する。

【趣旨】

この条例の施行期日について定めるとともに、この条例を適用する公契約について定めるものです。

【解説】

この条例は、平成28年3月の市議会に議案を提出する予定ですが、条例には事業者等に義務を課す規定があることから、周知期間を確保するものです。

また、この条例を適用する公契約に疑義が生じないよう、施行日を基準とし、その日以後に公告若しくは指名通知を行う入札等又は指定管理者の選定に関する募集に係る公契約から適用することとします。